


公表用

令和6年2月

狛江市議会第1回定例会提出議案

 東京都狛江市

提 出 議 案

	頁
1 議案第2号 令和5年度狛江市一般会計補正予算（第7号）	-5-
2 議案第3号 令和5年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	-23-
3 議案第4号 令和6年度狛江市一般会計予算	-31-
4 議案第5号 令和6年度狛江市国民健康保険特別会計予算	-32-
5 議案第6号 令和6年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算	-33-
6 議案第7号 令和6年度狛江市介護保険特別会計予算	-34-
7 議案第8号 令和6年度狛江市駐車場事業特別会計予算	-35-
8 議案第9号 令和6年度狛江市下水道事業会計予算	-36-
9 議案第10号 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	-37-
10 議案第11号 組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例	-40-

11	議案第12号	狛江市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例	-42-
12	議案第13号	狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	-43-
13	議案第14号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	-45-
14	議案第15号	狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例	-49-
15	議案第16号	狛江市手数料条例の一部を改正する条例	-51-
16	議案第17号	狛江市福祉基本条例及び狛江市まちづくり条例の一部を改正する条例	-63-
17	議案第18号	狛江市介護保険条例の一部を改正する条例	-65-
18	議案第19号	狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	-72-
19	議案第20号	狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	-78-
20	議案第21号	狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	-80-
21	議案第22号	狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	-82-
22	議案第23号	狛江市道路管理条例の一部を改正する条例	-88-

- | | | | |
|----|--------|-------------------------------|------|
| 23 | 議案第24号 | 狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例 | -90- |
| 24 | 議案第25号 | 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約 | -91- |
| 25 | 同意第1号 | 狛江市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて | -94- |
| 26 | 同意第2号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | -95- |

議案第 2 号

令和 5 年度狛江市一般会計補正予算（第 7 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第2号別紙

令和5年度

狛江市一般会計補正予算(第7号)

令和5年度狛江市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度狛江市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ263,193千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,949,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第三表 繰越明許費」による。

令和6年2月22日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
11. 地方交付税		2,656,740	188,387	2,845,127
	1. 地方交付税	2,656,740	188,387	2,845,127
15. 国庫支出金		7,388,915	13,023	7,401,938
	2. 国庫補助金	2,405,815	13,023	2,418,838
16. 都支出金		5,740,043	1,698	5,741,741
	2. 都補助金	3,741,357	1,698	3,743,055
18. 寄附金		17,193	12,300	29,493
	1. 寄附金	17,193	12,300	29,493
19. 繰入金		372,675	20,220	392,895
	1. 繰入金	372,675	20,220	392,895
21. 諸収入		608,393	△2,335	606,058
	5. 雑収入	596,303	△2,335	593,968
22. 市債		248,600	29,900	278,500
	1. 市債	248,600	29,900	278,500
歳入	合 計	35,686,107	263,193	35,949,300

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総務費		4,024,396	△8,172	4,016,224
	1. 総務管理費	3,276,890	△14,211	3,262,679
	2. 徴税費	370,206	3,575	373,781
	3. 戸籍住民基本台帳費	261,137	2,464	263,601
3. 民生費		18,819,856	2,724	18,822,580
	1. 社会福祉費	7,947,619	16,545	7,964,164
	2. 児童福祉費	8,317,148	△13,821	8,303,327
4. 衛生費		2,983,280	△63,650	2,919,630
	1. 保健衛生費	1,358,254	1,350	1,359,604
	2. 清掃費	1,625,026	△65,000	1,560,026
8. 土木費		2,664,175	12,300	2,676,475
	4. 都市計画費	2,009,661	12,300	2,021,961
9. 消防費		1,196,564	4,420	1,200,984
	1. 消防費	1,196,564	4,420	1,200,984
10. 教育費		3,589,841	231,161	3,821,002
	3. 中学校費	609,649	222,454	832,103
	6. 保健体育費	150,270	8,707	158,977
12. 諸支出金		279,205	84,410	363,615
	1. 基金費	279,205	84,410	363,615
歳出	合計	35,686,107	263,193	35,949,300

第二表 地方債補正

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業債	千円 3,500	証書借入 又 は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借り入れの時から 据置期間を含め、25 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	道路整備事業債	千円 3,500	証書借入 又 は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借り入れの時から 据置期間を含め、25 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。
狛江駅周辺の快適な 空間づくり事業債	28,800				狛江駅周辺の快適な 空間づくり事業債	28,800			
調布都市計画道路 3・4・16号線 (電中研前)整備事業債	9,000				調布都市計画道路 3・4・16号線 (電中研前)整備事業債	9,000			
調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区间)整備事業債	51,700				調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区间)整備事業債	51,700			
都市計画公園整備事業債	108,900				都市計画公園整備事業債	108,900			
第六小学校整備事業債	16,100				第六小学校整備事業債	16,100			
第一中学校整備事業債	18,800				第一中学校整備事業債	44,300			
第四中学校整備事業債					第四中学校整備事業債	4,400			
市民センター整備事業債	10,300				市民センター整備事業債	10,300			
新図書館整備事業債	1,500				新図書館整備事業債	1,500			
計	248,600			計	278,500				

第三表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費	2. 徴税費	一般事務費	3,575千円
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	一般事務費	3,014千円
3. 民生費	1. 社会福祉費	住宅等耐震化促進関係費	18,045千円
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナ予防接種	3,000千円
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	狛江駅周辺の快適な空間づくり事業	10,000千円
8. 土木費	4. 都市計画費	調布都市計画道路3・4・16号線整備費 (岩戸北区間)	114,294千円
10. 教育費	3. 中学校費	既存施設改修工事	222,454千円

狛江市一般会計補正予算(第7号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	2,656,740	188,387	2,845,127
15. 国庫支出金	7,388,915	13,023	7,401,938
16. 都支金	5,740,043	1,698	5,741,741
18. 寄附金	17,193	12,300	29,493
19. 繰入金	372,675	20,220	392,895
21. 諸収入	608,393	△2,335	606,058
22. 市債	248,600	29,900	278,500
歳入合計	35,686,107	263,193	35,949,300

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 総務費	4,024,396	△8,172	4,016,224	2,464	0	0	0	△10,636
3. 民生費	18,819,856	2,724	18,822,580	△4,707	1,698	0	△2,335	8,068
4. 衛生費	2,983,280	△63,650	2,919,630	0	0	0	0	△63,650
8. 土木費	2,664,175	12,300	2,676,475	0	0	0	12,300	0
9. 消防費	1,196,564	4,420	1,200,984	0	0	0	0	4,420
10. 教育費	3,589,841	231,161	3,821,002	15,266	0	29,900	0	185,995
12. 諸支出金	279,205	84,410	363,615	0	0	0	0	84,410
歳出合計	35,686,107	263,193	35,949,300	13,023	1,698	29,900	9,965	208,607

2. 歳入

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	千円 2,656,740	千円 188,387	千円 2,845,127	1. 地方交付税	千円 188,387	1. 普通交付税
計	2,656,740	188,387	2,845,127			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費 国庫補助金	千円 1,454,204	千円 2,464	千円 1,456,668	1. 総務管理費 補助金	千円 2,464	2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
2. 民生費 国庫補助金	564,752	△4,707	560,045	1. 社会福祉費 補助金	500	7. 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
				2. 住宅費補助金	2,517	4. 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金
				3. 障がい者 自立支援事業費 補助金	1,237	2. 障がい者総合支援事業費補助金
				4. 児童福祉費 補助金	△8,961	6. 保育所等整備交付金
5. 教育費 国庫補助金	19,475	15,266	34,741	1. 学校教育費 補助金	15,266	6. 学校施設環境改善交付金
計	2,405,815	13,023	2,418,838			

(款) 16. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費都補助金	千円 1,873,630	千円 1,698	千円 1,875,328	4. 住宅費補助金	千円 1,888	6. 緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業補助金
				6. 児童福祉費 補助金	△190	29. 待機児童解消区市町村支援事業補助金
計	3,741,357	1,698	3,743,055			

(款) 18. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 指定寄附金	千円 17,192	千円 12,300	千円 29,492	1. 指定寄附金	千円 12,300	2. 緑のまちづくり協力金 千円
計	17,193	12,300	29,493			

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 基金繰入金	千円 332,122	千円 20,220	千円 352,342	1. 財政調整 基金繰入金	千円 20,220	1. 基金繰入金 千円
計	372,675	20,220	392,895			

(款) 21. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	千円 596,303	千円 △2,335	千円 593,968	6. 雑入	千円 △2,335	6. 雑入 千円
計	596,303	△2,335	593,968			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 教育債	千円 46,700	千円 29,900	千円 76,600	1. 義務教育施設 整備事業債	千円 29,900	2. 第一中学校整備事業債 25,500 5. 第四中学校整備事業債 4,400
計	248,600	29,900	278,500			

(款) 22. 市債

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
6. 財産管理費	千円 624,473	千円 △14,211	千円 610,262	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							△14,211				
							△14,211	12. 委託料	△14,211	1. 財産管理費 〔整備課〕 委託料 樹木伐根伐採委託	
計	3,276,890	△14,211	3,262,679				△14,211				

(項) 2. 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 賦課徴収費	千円 149,717	千円 3,575	千円 153,292	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							3,575				
							3,575	12. 委託料	3,575	1. 一般事務費 〔課税課〕 委託料 個人住民税定額減税対策システム改修委託	
計	370,206	3,575	373,781				3,575				

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	千円 260,419	千円 2,464	千円 262,883	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
				2,464							
				2,464				12. 委託料	2,464	2. 一般事務費 〔市民課〕 委託料 戸籍システム改修委託	
計	261,137	2,464	263,601	2,464							

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉 総務費	千円 3,121,485	千円 500	千円 3,121,985	千円 500	千円	千円	千円		千円	千円	
				500				18. 負担金、 補助及び 交付金	500	27. 生活困窮者自立相談支援事業 500 〔福祉相談課〕 負担金、補助及び交付金 500 NPO法人等に対する活動 支援事業補助金	
4. 老人福祉費	2,563,273	8,050	2,571,323				8,050				
							8,050	27. 繰出金	8,050	28. 後期高齢者医療特別会計繰出 8,050 〔財政課〕 繰出金 8,050 葬祭費繰出金	
7. 住宅関係費	102,432	5,245	107,677	2,517	1,888		840				
				2,517	1,888		840	18. 負担金、 補助及び 交付金	5,245	6. 住宅等耐震化促進関係費 5,245 〔まちづくり推進課〕 負担金、補助及び交付金 5,245 特定緊急輸送道路沿道建築 物耐震化促進事業助成金	
8. 障がい サービス費	1,741,256	2,750	1,744,006	1,237			1,513				
				1,237			1,513	12. 委託料	2,750	1. 一般事務費 2,750 〔高齢障がい課〕 委託料 2,750 福祉総合システム改修委託	
計	7,947,619	16,545	7,964,164	4,254	1,888		10,403				

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 児童措置費	千円 4,473,110	千円 △13,821	千円 4,459,289	千円 △8,961	千円 △190	千円	千円 △2,335	千円 △2,335		千円	
				千円 △8,961	千円 △190	千円	千円 △2,335	千円 △2,335	18. 負担金、 補助及び 交付金	千円 △13,821	10. 保育所等児童運営費 △13,821 〔児童育成課〕 負担金、補助及び交付金 △13,821 保育所等整備事業補助金
計	8,317,148	△13,821	8,303,327	△8,961	△190		△2,335	△2,335			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
4. 公害対策費	千円 70,825	千円 1,350	千円 72,175	千円	千円	千円	千円	千円 1,350		千円	
				千円	千円	千円	千円	千円 1,350	18. 負担金、 補助及び 交付金	千円 1,350	5. 地球温暖化対策関連事業 1,350 〔環境政策課〕 負担金、補助及び交付金 1,350 森林整備自治体間連携負担 金
計	1,358,254	1,350	1,359,604					1,350			

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 塵芥処理費	千円 1,420,583	千円 △65,000	千円 1,355,583	千円	千円	千円	千円	千円 △65,000		千円	
				千円	千円	千円	千円	千円 △65,000	12. 委託料	千円 △65,000	4. プラスチック類ごみ処理関係 費 △65,000 〔清掃課〕 委託料 △65,000

											プラスチック類ごみ中間処理施設運搬委託 △55,000 容器包装製品処置委託 △10,000
計	1,625,026	△65,000	1,560,026						△65,000		

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
4. 公園緑地費	千円 373,846	千円 12,300	千円 386,146	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
								24. 積立金	12,300	7. 緑化基金費 [財政課] 積立金 緑化基金積立金	12,300 12,300
計	2,009,661	12,300	2,021,961				12,300				

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 非常備 消防費	千円 109,138	千円 4,420	千円 113,558	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
								18. 負担金、 補助及び 交付金	4,420	2. 消防施設維持管理費 [安心安全課] 負担金、補助及び交付金 消火栓設置替工事負担金	4,420 4,420
計	1,196,564	4,420	1,200,984				4,420				

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
6. 学校建設費	千円 20,412	千円 222,454	千円 242,866	千円 15,266	千円 29,900	千円 29,900	千円 177,288		千円	千円	
				15,266		29,900	177,288	12. 委託料	13,714	1. 既存施設改修工事	
								14. 工事請負費	208,740	[施設課]	
										委託料	
										第一中学校改修二期工事監	
										理業務委託	
										12,284	
										第四中学校技術棟空調設備	
										整備工事監理業務委託	
										1,430	
										工事請負費	
										208,740	
										第一中学校改修二期工事	
										193,032	
										第四中学校技術棟空調設備	
										整備工事	
										15,708	
計	609,649	222,454	832,103	15,266		29,900	177,288				

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 体育施設費	千円 127,802	千円 8,707	千円 136,509	千円	千円	千円	千円 8,707		千円	千円	
							8,707	12. 委託料	8,707	2. 体育施設指定管理業務費	
										[社会教育課]	
										委託料	
										8,707	
										体育施設指定管理業務委託	
計	150,270	8,707	158,977				8,707				

(款) 12. 諸支出金

(項) 1. 基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 減債基金費	千円 2	千円 84,410	千円 84,412	千円	千円	千円	千円	千円 84,410	千円 84,410	千円 84,410	
								24. 積立金	84,410	1. 減債基金費 〔財政課〕 積立金 減債基金積立金	
計	279,205	84,410	363,615					84,410			

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正）

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	千円 8,089,584	千円 8,069,882	千円 960,400	千円 644,425	千円 8,385,857
(1) 総務債	537,728	488,026		35,221	452,805
(2) 民生債	1,905,507	1,816,641		91,506	1,725,135
(3) 衛生債	427,524	402,821		28,510	374,311
(4) 土木債	1,512,644	1,426,482	208,800	145,976	1,489,306
(5) 消防債	230,487	251,418		28,688	222,730
(6) 教育債	3,475,694	3,684,494	751,600	314,524	4,121,570
2. 減税補てん債	146,339	91,723		36,978	54,745
3. 臨時財政対策債	10,159,769	9,613,272		816,750	8,796,522
4. 減収補てん債	31,011	31,011			31,011
合 計	18,426,703	17,805,888	960,400	1,498,153	17,268,135

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。
 ※当該年度中起債見込額には、翌年度への繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含まない。

議案第 3 号

令和 5 年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第3号別紙

令和5年度

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和5年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度狛江市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,050千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,382,253千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
3. 繰入金		1,075,736	8,050	1,083,786
	1. 他会計繰入金	1,075,736	8,050	1,083,786
歳入	合 計	2,374,203	8,050	2,382,253

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 総務費		47,326	8,050	55,376
	1. 総務管理費	46,150	8,050	54,200
歳出	合 計	2,374,203	8,050	2,382,253

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	1,075,736	8,050	1,083,786
歳入合計	2,374,203	8,050	2,382,253

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 総務費	47,326	8,050	55,376	0	0	0	0	8,050
歳出合計	2,374,203	8,050	2,382,253	0	0	0	0	8,050

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	千円 1,075,736	千円 8,050	千円 1,083,786	6. 葬祭費繰入金	千円 8,050	2. その他繰入金 千円
計	1,075,736	8,050	1,083,786			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分		金 額
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	千円 46,150	千円 8,050	千円 54,200	千円	千円	千円	千円	千円 8,050		千円	
								8,050	18. 負担金、 補助及び 交付金	8,050	
										2. 葬祭費の支給 〔保険年金課〕 負担金、補助及び交付金 葬祭費	8,050
計	46,150	8,050	54,200					8,050			

議案第 4 号

令和 6 年度狛江市一般会計予算

上記の議案を別冊 1 のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 5 号

令和 6 年度狛江市国民健康保険特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 6 号

令和 6 年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 7 号

令和 6 年度狛江市介護保険特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 8 号

令和 6 年度狛江市駐車場事業特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 9 号

令和 6 年度狛江市下水道事業会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定による。

議案第 10 号

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第 2（第 3 条関係）			別表第 2（第 3 条関係）		
実施機関	事務	特定個人情報	実施機関	事務	特定個人情報
市長	狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	市長	狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			
市長	狛江市義務教育就学児の医療費の	地方税関係情報	市長	狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
	助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	であって規則で定めるもの	市長	狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			
市長	狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	市長	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	市長	狛江市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって			
			(略)		

改正後			改正前
		規則で定めるもの	
市長	狛江市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	
(略)			

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

健康保険証の廃止に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 11 号

組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(狛江市あいとぴあセンター(健康福社会館)の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市あいとぴあセンター(健康福社会館)の設置及び管理に関する条例(平成 8 年条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(施設の構成)</p> <p>第 3 条 あいとぴあセンターは、次の各号に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 狛江市こども家庭センター</u></p>	<p>(施設の構成)</p> <p>第 3 条 あいとぴあセンターは、次の各号に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(狛江市子育て・教育支援複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 狛江市子育て・教育支援複合施設の設置及び管理に関する条例(令和元年条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、子どもの育ちや発達、いじめ、不登校等の諸課題に対して、子どもの成長に応じて切れ目なく、垣根のない支援を行い、子育てをしている家族を支える拠点として、地</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、子どもの育ちや発達、<u>虐待</u>、いじめ、不登校等の諸課題に対して、子どもの成長に応じて切れ目なく、垣根のない支援を行い、子育てをしている家族を支える拠点とし</p>

改正後	改正前
<p>方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき狛江市子育て・教育支援複合施設を設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第7条 子ども家庭支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p><u>（7）</u>（略）</p> <p><u>（8）</u>（略）</p>	<p>て、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき狛江市子育て・教育支援複合施設を設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第7条 子ども家庭支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p><u>（7）</u> <u>子どもの虐待の防止に関すること。</u></p> <p><u>（8）</u>（略）</p> <p><u>（9）</u>（略）</p>

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

令和6年4月1日付けの組織改正に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 12 号

狛江市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

狛江市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年条例第32号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の一部改正）
- 2 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成15年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
第27条第 3 項中「狛江市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年条例第32号）第 1 条に規定する」を削る。

提案理由

市民活動支援センターを移設することに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 13 号

狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
	(任期付職員の給料)
	<u>第 9 条 第 3 条第 2 項及び第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額は、狛江市職員の給料等に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号。以下「給与条例」という。）別表第 1 備考 3 に掲げる額とする。</u>
	<u>2 第 5 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の給料月額は、その者に適用される前項に規定する給料月額に、狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
<u>第 9 条</u> (略)	<u>第 10 条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
	3 給与条例第 4 条第 4 項から第 8 項までの規定は、第 3 条第 2

改正後	改正前
<p>3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p>	<p><u>項、第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員には、適用しない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

一般職の任期付職員の初任給等の整理に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 14 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 粕江市長 松原 俊雄

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(粕江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 粕江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>粕江市非常勤職員の報酬等に関する条例</u></p> <p>(通則)</p> <p>第 1 条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する職員をいう。以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償、<u>期末手当及び勤勉手当</u>の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><u>粕江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u></p> <p>(通則)</p> <p>第 1 条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する職員をいう。以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償<u>及び期末手当</u>の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>4 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当)</p> <p>第7条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）に対し、その者の勤務成績に応じて算出した額を支給する。</p> <p>2 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を勤勉手当基礎額とし、その基礎額に乗じる割合については給料条例第18条の4第2項の例による。</p> <p>3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給料条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>4 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第7条 (略)</p>

(狛江市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 狛江市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日における給料月額及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、<u>狛江市非常勤職員の報酬等に関する条例</u>（令和元年条例第24号）第2条第1項に規</p>	<p style="text-align: center;">(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日における給料月額及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、<u>狛江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u>（令和元年条例第24</p>

改正後	改正前
<p>定する報酬の額（狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第2号）第8条の3に規定する通勤手当に相当する額及び同条例第13条に規定する超過勤務手当に相当する額を除く。）の5分の1以下の範囲内において減給する。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>号）第2条第1項に規定する報酬の額（狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第2号）第8条の3に規定する通勤手当に相当する額及び同条例第13条に規定する超過勤務手当に相当する額を除く。）の5分の1以下の範囲内において減給する。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>

（狛江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 狛江市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（期末手当等の支給）</p> <p>第5条の2 狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第2号。以下「職員給料等条例」という。）第18条第1項及び<u>狛江市非常勤職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第24号）</u>第6条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 職員給料等条例第18条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p style="text-align: center;">（部分休業をすることができない職員）</p>	<p style="text-align: center;">（期末手当等の支給）</p> <p>第5条の2 狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第2号。以下「職員給料等条例」という。）第18条第1項及び<u>狛江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第24号）</u>第6条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 職員給料等条例第18条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p style="text-align: center;">（部分休業をすることができない職員）</p>

改正後	改正前
<p>第6条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号</u>に規定する職員のうち規則で定める職員とする。</p>	<p>第6条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号</u>に規定する職員のうち規則で定める職員とする。</p>

（狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成13年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（会計年度任用職員の特例）</p> <p>第20条 会計年度任用職員にあつては、第16条から前条までに規定する休暇（第17条に規定する公民権行使等休暇、官公署出頭休暇、妊娠出産休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、事故休暇、夏季休暇、不妊治療休暇、現住居の滅失等休暇、出勤困難休暇及び退勤途上休暇を除く。）については、その勤務しない時間につき、<u>狛江市非常勤職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第24号）第2条第1項</u>に規定する報酬の額から規則で定める勤務1時間当たりの報酬額を乗じた額を減額する。</p>	<p>（会計年度任用職員の特例）</p> <p>第20条 会計年度任用職員にあつては、第16条から前条までに規定する休暇（第17条に規定する公民権行使等休暇、官公署出頭休暇、妊娠出産休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、事故休暇、夏季休暇、不妊治療休暇、現住居の滅失等休暇、出勤困難休暇及び退勤途上休暇を除く。）については、その勤務しない時間につき、<u>狛江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第24号）第2条第1項</u>に規定する報酬の額から規則で定める勤務1時間当たりの報酬額を乗じた額を減額する。</p>

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 15 号

狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給及び昇格昇給の基準)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p><u>10 狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年条例第28号）第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の給料月額、その者に適用される給料表の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>別表第 1（第3条関係）</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額</p>	<p>(初任給及び昇格昇給の基準)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>別表第 1（第3条関係）</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額</p>

改正後	改正前
は、この表にかかわらず、 <u>170,400円</u> とする。	は、この表にかかわらず、 <u>162,500円</u> とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

一般職の任期付職員の給料の基準の追加等に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 16 号

狛江市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市手数料条例の一部を改正する条例

狛江市手数料条例（平成10年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条・第4条関係）				別表（第2条・第4条関係）			
事項	単位	金額 (円)	備考	事項	単位	金額 (円)	備考
(略)				(略)			
18 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、 <u>第10条の2第1項</u> から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2</u>	1 通	450		18 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項及び <u>第10条の2第1項</u> から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の規定に基づく <u>磁気ディスク</u>	1 通	450	

改正後				改正前			
第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付				クをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付			
19 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350		19 戸籍法第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項までの規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件	350	
20 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務				

改正後				改正前			
			<p>省令で定めるものに限る。以下この項及び23の項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電</p>				

改正後				改正前			
			子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合にあっては、手数料を徴収しない。				
21 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、同法第120条の2	1通	750		20 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録	1通	750	

改正後				改正前			
第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付				されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付			
22 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450		21 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件	450	
23 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証				

改正後				改正前			
			<p>明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する</p>				

改正後				改正前			
			除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合にあっては、手数料を徴収しない。				
24 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、 <u>同法第48条第2項</u> （同法第117条において準用する場合を含む。 <u>次項</u> において同じ。）若しくは <u>第126条</u> の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は <u>同法第120条の6第1項</u> の規定に	1通	350	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円	22 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は <u>同法第48条第2項</u> （同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通	350	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円

改正後				改正前			
<u>基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u>							
<u>25 戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u>	1件	350		<u>23 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務</u>	1件	350	
<u>26 自動車臨時運行許可申請</u>	1両	750		<u>24 自動車臨時運行許可申請</u>	1両	750	
<u>27 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定による犬の登録及び鑑札の交付（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により該当犬の登録の申請及び鑑札の交付が</u>	1頭	3,000		<u>25 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定による犬の登録及び鑑札の交付（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により該当犬の登録の申請及び鑑札の交付が</u>	1頭	3,000	

改正後				改正前					
あったものとみなされる場合を除く。)				あったものとみなされる場合を除く。)					
28	狂犬病予防法第5条第2項の規定による犬の狂犬病予防注射済票の交付	1頭	550	26	狂犬病予防法第5条第2項の規定による犬の狂犬病予防注射済票の交付	1頭	550		
29	狂犬病予防法施行令（昭和28年政令236号）第1条の2の規定による犬の鑑札の再交付	1頭	1,600	27	狂犬病予防法施行令（昭和28年政令236号）第1条の2の規定による犬の鑑札の再交付	1頭	1,600		
30	狂犬病予防法施行令第3条の規定による犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1頭	340	28	狂犬病予防法施行令第3条の規定による犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1頭	340		
31	動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定による犬の鑑札の交付	1頭	1,600	28の2	動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定による犬の鑑札の交付	1頭	1,600		
32	屋外 広告物	はり紙はり 札	50枚ご と	2,250	29	屋外 広告物	はり紙はり 札	50枚ご と	2,250

改正後				改正前			
掲出許可	立看板	1枚	450	掲出許可	立看板	1枚	450
	広告幕	1張	990		広告幕	1張	990
	アドバルーン	1基	2,850		アドバルーン	1基	2,850
	広告板	5㎡ごと	3,220		広告板	5㎡ごと	3,220
	広告塔	5㎡ごと	3,220		広告塔	5㎡ごと	3,220
33 優良宅地造成認定申請		1件	86,000	30 優良宅地造成認定申請		1件	86,000
34 優良住宅新築認定申請	100㎡以下のもの	1件	6,200	31 優良住宅新築認定申請	100㎡以下のもの	1件	6,200
	100㎡を超え500㎡以下のもの	1件	8,600		100㎡を超え500㎡以下のもの	1件	8,600
	500㎡を超え2,000㎡以下のもの	1件	13,000		500㎡を超え2,000㎡以下のもの	1件	13,000
	2,000㎡を超え10,000㎡	1件	35,000		2,000㎡を超え10,000㎡	1件	35,000
新築住宅の床面積合計による				新築住宅の床面積合計による			

改正後				改正前				
	以下のもの				以下のもの			
	10,000 m ² を超えるもの	1 件	43,000		10,000 m ² を超えるもの	1 件	43,000	
35 良質住宅新築認定申請	100m ² 以下のもの	1 件	6,200	新築住宅の床面積合計による	100m ² 以下のもの	1 件	6,200	
	100m ² を超え500m ² 以下のもの	1 件	8,600		100m ² を超え500m ² 以下のもの	1 件	8,600	
	500m ² を超え2,000m ² 以下のもの	1 件	13,000		500m ² を超え2,000m ² 以下のもの	1 件	13,000	
	2,000m ² を超え10,000 m ² 以下のもの	1 件	35,000		2,000m ² を超え10,000 m ² 以下のもの	1 件	35,000	
	10,000 m ² を超えるもの	1 件	43,000		10,000 m ² を超えるもの	1 件	43,000	
36 住宅用家屋証明		1 件	1,300		33 住宅用家屋証明		1 件	1,300
37 工場設置認可	工場の作業場の床面積の合計500m ² 以下のもの	1 件	8,700		34 工場設置認可	工場の作業場の床面積の合計500m ² 以下のもの	1 件	8,700

改正後					改正前				
	工場の作業場の床面積の合計500㎡を超え1,000㎡以下のもの	1件	14,200	工場変更認可については、公害防止及び予防のための設備又は特別の事情があると認めるときは減免することができる。		工場の作業場の床面積の合計500㎡を超え1,000㎡以下のもの	1件	14,200	工場変更認可については、公害防止及び予防のための設備又は特別の事情があると認めるときは減免することができる。
	工場の作業場の床面積の合計1,000㎡を超えるもの	1件	20,200			工場の作業場の床面積の合計1,000㎡を超えるもの	1件	20,200	
<u>38</u>	工場変更認可	1件	7,600		<u>35</u>	工場変更認可	1件	7,600	
<u>39</u>	その他の証明	1通	300	<u>36</u>	その他の証明	1通	300		

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の公布に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 17 号

狛江市福祉基本条例及び狛江市まちづくり条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市福祉基本条例及び狛江市まちづくり条例の一部を改正する条例

(狛江市福祉基本条例の一部改正)

第 1 条 狛江市福祉基本条例（令和 2 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(計画の策定)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 福祉総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) その他地域共生社会の推進に関する事項</u></p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(計画の策定)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 福祉総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>

(狛江市まちづくり条例の一部改正)

第 2 条 狛江市まちづくり条例（平成 15 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(まちづくりに関する施策等)</p> <p>第 6 条 この条例におけるまちづくりに関する施策等は、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p>(まちづくりに関する施策等)</p> <p>第 6 条 この条例におけるまちづくりに関する施策等は、次の各号に掲げるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 狛江市基本構想及び基本計画、<u>狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画</u>、狛江市環境基本計画、<u>福祉総合計画</u>その他市のまちづくりに関する基本的方針等を定めた計画</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(1) 狛江市基本構想及び基本計画、<u>狛江市都市計画マスタープラン</u>、狛江市環境基本計画、<u>狛江市住宅マスタープラン</u>、<u>狛江市福祉基本計画</u>、その他市のまちづくりに関する基本的方針等を定めた計画</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画の策定に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 18 号

狛江市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市介護保険条例の一部を改正する条例

狛江市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保険料率)</p> <p>第 9 条 <u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>35,200円</u></p> <p>(2) 令第39条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>53,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>53,400円</u></p> <p>(4) 令第39条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>58,000円</u></p> <p>(5) 令第39条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>77,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>92,900円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第 1 項第 1 号イ（(1)に係</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 9 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>37,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>45,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>56,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>56,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>75,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,500円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第 1 項第 1 号イ（(1)に係</p>

改正後	改正前
<p>る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>100,700円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>116,100円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>131,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当す</p>	<p>る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ<u>又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>93,800円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ<u>又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>112,500円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ<u>又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>120,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ<u>又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p>

改正後	改正前
<p>る者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>147,100円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>162,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>620万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>178,100円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>720万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、<u>次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>181,900円</u></p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>138,800円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>600万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ<u>又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>150,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>800万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ<u>又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>165,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,000万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))<u>又は次号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>180,000円</u></p>

改正後	改正前
<p>ア 合計所得金額が<u>800万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。</u>）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>201,300円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,000万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。</u>）</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>220,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,500万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。</u>）</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 <u>232,200円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について</u></p>	<p>ア 合計所得金額が<u>1,500万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>又は次号イ又は第15号イに該当する者を除く。</u>）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>191,300円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,000万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>又は次号イに該当する者を除く。</u>）</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>202,500円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>3,000万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）<u>に該当する者を除く。</u>）</p>

改正後	改正前
<p><u>この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(17) 次のいずれかに該当する者 247,700円</p> <p>ア 合計所得金額が3,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(18) 前各号のいずれにも該当しない者 263,200円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,100円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,100円</u>」とあるのは、「<u>37,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,100円</u>」とあるのは、「<u>53,100円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p>	<p>(16) 前各号のいずれにも該当しない者 217,500円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,500円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,500円</u>」とあるのは、「<u>37,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,500円</u>」とあるのは、「<u>52,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p>

改正後	改正前
<p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者</u>として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(任命)</p> <p>第18条 <u>苦情相談員は、介護保険制度及び相談業務に精通している者のうちから、市長が任命する。</u></p>	<p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ<u>又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者</u>として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(委嘱)</p> <p>第18条 <u>市長は、介護保険制度及び相談業務に精通している者を苦情相談員として委嘱する。</u></p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に際し改正後の狛江市介護保険条例第18条に規定する苦情相談員の任命に係る事務その他必要な準備行為については、この条例の施行の前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の第9条の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険料から適用し、令和5年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

提案理由

第9期介護保険事業計画策定に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 19 号

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狛江市国民健康保険税条例（平成 6 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.65</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.51</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について<u>27,900円</u>とする。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について<u>27,200円</u>とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の</p>

改正後	改正前
<p>所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.97</u>を乗じて算定する。</p>	<p>所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.92</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,300円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.84</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.79</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第8条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>13,600円</u>とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第8条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>13,300円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第20条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合に</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第20条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合に</p>

改正後	改正前
<p>は、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有するもの(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限り。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>19,530円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>7,910円</u></p>	<p>は、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有するもの(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限り。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>19,040円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>7,700円</u></p>

改正後	改正前
<p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>9,520円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>13,950円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,650円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,800円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税</p>	<p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>9,310円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>13,600円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,500円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,650円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税</p>

改正後	改正前
<p>義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,580円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,260円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,720円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,185円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,975円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,160円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,950円</u></p> <p>（2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税</p>	<p>義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,440円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,200円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,660円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,080円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,800円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,880円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,600円</u></p> <p>（2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税</p>

改 正 後	改 正 前
<p>額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,695円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,825円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,520円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,650円</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,650円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,750円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,500円</u></p> <p>3 (略)</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の狛江市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

狛江市国民健康保険財政健全化計画に基づき実施する保険税率引上げに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 20 号

狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 削除</p>	<p><u>(所得制限)</u></p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者とし<u>ない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある義務教育就学児を養育している者については、当該義務教育就学児の医療費の助成に係る所得の制限の適用を除外する。</p> <p>3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則</p>

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第12条 第3条、第5条、第7条第2項、第9条及び第10条の2に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p><u>で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第12条 第3条、<u>第4条</u>、第5条、第7条第2項、第9条及び第10条の2に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行し、令和4年以前の所得に係る所得制限については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 2 この条例の施行に際し狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第5条に規定する医療証の交付に係る事務その他必要な準備行為については、この条例の施行の前においても行うことができる。

提案理由

所得制限の規定を撤廃することに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 21 号

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(掲示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p>	<p>(掲示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない。</u></p>
<p>(電磁的記録等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成さ</p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成さ</p>

改正後	改正前
<p>れている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>れている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 22 号

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（建築物の用途の制限）</p> <p>第 3 条 建築物の用途の制限については、地区整備計画区域に係る地区整備計画において区分された地区（以下「計画地区」という。）の区分に応じて別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5、<u>別表第 6 及び別表第 7</u>建築物の用途の制限の項に掲げるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">（建築物の用途の制限）</p> <p>第 3 条 建築物の用途の制限については、地区整備計画区域に係る地区整備計画において区分された地区（以下「計画地区」という。）の区分に応じて別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5 <u>及び別表第 6</u>建築物の用途の制限の項に掲げるところによる。</p>
<p style="text-align: center;">（建築物の敷地面積の最低限度）</p> <p>第 6 条 建築物の敷地面積は、計画地区の区分に応じて別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5、<u>別表第 6 及び別表第 7</u>建築物の敷地面積の最低限度の項に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（建築物の敷地面積の最低限度）</p> <p>第 6 条 建築物の敷地面積は、計画地区の区分に応じて別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5 <u>及び別表第 6</u>建築物の敷地面積の最低限度の項に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>
<p style="text-align: center;">（壁面の位置の制限）</p>	<p style="text-align: center;">（壁面の位置の制限）</p>

改正後		改正前	
<p>第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から、道路境界線又は隣地境界線までの距離は、計画地区の区分に応じて別表第2、別表第3、別表第4、<u>別表第6及び別表第7</u>壁面の位置の制限の項に掲げる数値以上でなければならない。</p>		<p>第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から、道路境界線又は隣地境界線までの距離は、計画地区の区分に応じて別表第2、別表第3、別表第4 <u>及び別表第6</u>壁面の位置の制限の項に掲げる数値以上でなければならない。</p>	
<p>別表第1（第2条関係）</p>		<p>別表第1（第2条関係）</p>	
番号	名称	区域	
(略)			
5	調布都市計画国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区整備計画区域	調布都市計画国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	
6	調布都市計画岩戸北三・四丁目周辺地区地区整備計画区域	調布都市計画岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	
<p>別表第7（第3条、第6条、第7条関係）</p> <p>調布都市計画岩戸北三・四丁目周辺地区地区整備計画区域</p>			
計画地区の区分	幹線道路沿道地区 I	幹線道路沿道地区 II	

改正後			改正前
建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工場 2 トランクルーム 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 畜舎（15平方メートルを超えるもの） 6 納骨堂（ただし、神社、寺院、教会等の建築に付属するものは除く。） 	<p>建築してはならない建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 トランクルーム 2 ホテル又は旅館 3 自動車教習所 4 畜舎（15平方メートルを超えるもの） 	
建築物の敷地面積の最低限度	70平方メートル（近隣商業地域内の敷地は除く。）	—	
壁面の位置の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、区画道路の道路境界線（道路が建築基準法第42条第2項に規定する道路の場合は、その中心 	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、区画道路の道路境界線（道路が建築基準法第42条第2項に規定する道路の 	

改正後		改正前
<p>線からの水平距離 2.0メートルの 線) から1.0メー トル以上</p> <p>2 近隣商業地域の 区域を除き、建築 物の外壁又はこれ に代わる柱の面か ら隣地境界線まで の距離は0.6メー トル以上(ただ し、都市計画道路 に面する敷地は 0.5メートル以 上)</p> <p>3 前項の規定にか かわらず、建築物 又は建築物の部分 で、次のいずれか に該当するものに は、同項の規定を 適用しない。</p> <p>(1) 外壁又はこ れに代わる柱の 中心線の長さの 合計が3.0メー</p>	<p>場合は、その中 心線からの水平 距離2.0メートル の線) から1.0メ ートル以上</p> <p>2 区画道路、生 活中心道路又は 都市計画道路が 交差する角敷地 (交差により生 じる内角が 120 度以上の場合を 除く。) におい ては、建築物の 外壁又はこれに 代わる柱の面 は、敷地の隅を 頂点とする二等 辺三角形の底辺 の長さが2.0メー トルとなる線以 上後退させるも のとする。</p> <p>3 前2項の規定 は、調布都市計 画道路事業3・</p>	

改正後		改正前
	<p>トル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p> <p>4 区画道路、生活中心道路又は都市計画道路が交差する角敷地（交差により生じる内角が120度以上の場合を除く。）においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、敷地</p>	<p>4・16号線和多摩川藤塚線に伴う建築物の増築、改築、減築、修繕及び模様替えの場合には適用しない。</p>

改正後		改正前
	<p>の隅を頂点とする二等辺三角形の底辺の長さが2.0メートルとなる線以上後退させるものとする。</p> <p>5 前各項の規定は、調布都市計画道路事業3・4・16号線和泉多摩川藤塚線に伴う建築物の増築、改築、減築、修繕及び模様替えの場合には適用しない。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画の都市計画決定に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 23 号

狛江市道路管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市道路管理条例の一部を改正する条例

狛江市道路管理条例（昭和46年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
道路占用料金額表					道路占用料金額表				
占用物件		単位		占用料 (円)	占用物件		単位		占用料 (円)
(略)					(略)				
令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所その他の自動車に燃料又は動力源として	建築物	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	建築物	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額

改正後				改正前			
の電気を供給するための施設及び自動車修理所		階数が3のもの	Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額	その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

道路法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第324号）の公布に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 24 号

狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例

狛江市学校給食費の徴収に関する条例（令和元年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
付 則 1・2 （略） 3 <u>第5条の規定にかかわらず、市長は、令和6年4月1日から</u> <u>令和7年3月31日までの間に実施する学校給食を受ける児童等</u> <u>に係る学校給食費を徴収しないものとする。</u>	付 則 1・2 （略）

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和 6 年度の学校給食を受ける児童等に係る学校給食費を無償化するにあたり、所要の改正を行うため。

議案第 25 号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和6年度分及び令和7年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳</p>

改正後	改正前
<p>に基づく人口による。」 とあるのは、 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <div data-bbox="212 435 1095 512" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div> <p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p> <div data-bbox="212 620 1095 697" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、<u>令和6年4月1日現在の東京都の条例</u>で定める割合で算定された額とする。」 とする。</p>	<p>に基づく人口による。」 とあるのは、 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <div data-bbox="1149 435 2031 512" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div> <p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p> <div data-bbox="1149 620 2031 697" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、<u>令和4年4月1日現在の東京都の条例</u>で定める割合で算定された額とする。」 とする。</p>

附 則
(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和6年度分以後の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和5年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

提案理由

令和6年度分及び令和7年度分の後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から負担金として支弁するよう規約を変更するため。

同意第 1 号

狛江市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市教育委員会教育長に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都中野区中央五丁目
氏名・年齢	柏原 聖子 ・ 58歳

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市岩戸北 1 丁目
氏名・年齢	高村 幸子 ・ 59歳

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるため。